

長野市障害者相談支援センター等設置運営法人募集要領

1 募集の目的

長野市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号に規定する相談支援事業等を実施するに当たり、これらの業務を受託し、3 に掲げる障害者相談支援センター等（以下「相談支援センター」という。）を設置運営する法人等を募集する。

2 応募資格

次の要件を満たし、相談支援センターの公正・中立な運営を図り、円滑に相談支援事業等を実施することができる法人であること。

（１）応募時点において、長野市内に法で定める指定特定相談支援事業所若しくは指定一般相談支援事業所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）で定める指定障害児相談支援事業所（以下「指定相談支援事業所」という。）を設置運営している法人等であること。
ただし、障害者地域移行相談支援にあつては、指定一般相談支援事業所の設置運営を必須とする。

（２）法第 51 条の 19 第 2 項・法第 51 条の 20 第 2 項において準用する同法第 36 条第 3 項（第 4 号、第 10 号及び第 13 号を除く。）の規定のいずれにも該当しない法人であること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（４）令和 6・7 年度長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、当該名簿に登載されていない者が応募することを妨げないが、委託先法人として選定された場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。

（５）長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（７）市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

（８）長野市暴力団排除条例（平成 26 年長野市条例第 40 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

（９）令和 7 年 6 月 1 日（必要に応じ、事前の準備期間を含む。）以降、法人等が雇用する職員で、7 に掲げる人員体制の要件を満たす者を相談支援センターに 1 名以上派遣等（常勤かつ専任を原則とする。）ができること。

（10）応募時点において、（９）に掲げる要件を満たす職員を現に雇用していること。

（11）事業の趣旨を理解し、市及び参加法人等相互の協力体制を構築できること。

（12）法人として長野市障害ふくしネット（法第 89 条の 3 に規定する協議会）への参画ができること。

3 募集する事業（相談支援センター）及び担当区域、事業所数等

事業名（名称）		担当区域	事業 所数
③障害者相談支援 （長野市北部障害者相談支援センター）	専門員	主に長野市北部地域（別 表 1）	1

4 業務内容

（1）障害者相談支援

ア 法第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる次の事業の実施

（ア）福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

（イ）社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

（ウ）社会生活力を高めるための支援

（エ）権利の擁護のために必要な援助

（オ）専門機関の紹介

（カ）地域の相談支援体制の強化の取組

a 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

b 専門的な相談支援等が必要な支援困難事例の検討・調整（ケース検討会議の実施等）

c 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

d 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、心身障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

e 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

（キ）地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実

（ク）重層の支援体制整備の促進、必要な機能の強化・充実

イ 法第 89 条の 3 に掲げる協議会（長野市障害ふくしネット）への参画

※法令等の変更により業務内容が変更・中止される場合があります。

5 委託期間

委託期間は、年度ごとに長野市と相談支援センター運営法人との間において契約を取り交わすこととする。令和 7 年度の契約期間は、障害者相談支援を令和 7 年 11 月 1 日（予定）から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

また、令和 8 年度については、業務の実施状況が良好な場合に限り、1 年間を期間とする契約の更新を可能とする。

ただし、各年度において予算措置がされない場合、法令等の変更又は状況の変化によって当該業務が必要でなくなった場合等は契約を更新しない。

また、長野市がその業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、法及びこれに関連する政令、省令等に定める事項に違反した場合は、契約期間の満了日前に契約を解除する場合がある。

6 設置場所等

(1) 障害者相談支援（長野市北部障害者相談支援センター）

受託法人は、担当区域内の長野市が指定する市有施設に、事務所を共同で設置する。

ア 長野市北部障害者相談支援センター

設置場所:長野市もんぜんぶら座（長野市大字南長野新田町 1485 番 1 ）

イ 事務所には、書類保管庫のほか必要な備品を配備すること。また、軽易な相談に対応可能な受付カウンター等を設けること。

(2) 上記に関する経費は、受託法人の負担とする。

7 人員体制

相談支援センターの業務を行うに当たっては、次に掲げる職員を派遣等し配置するものとする。

(1) 障害者相談支援（長野市北部障害者相談支援センター）

ア 相談支援センター専門員（常勤かつ専従）

※相談支援センター専門員は、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の資格を有し、指定相談支援事業所において相談支援専門員の実務経験を有する者、又は指定相談支援事業所において相談支援専門員の実務経験を有し、相談支援従事者現任研修の受講資格を有する者（別紙 1 ）

（相談支援専門員の指導的立場から主任相談支援専門員や相談支援従事者現任研修の修了者が望ましい。）

8 運営

(1) 業務の遂行に当たっては、公正中立を確保しなければならない。

(2) 相談支援センターの職員はじめ関係者は、当該障害者及びその家族の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(3) 相談支援センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

ア 長野市北部障害者相談支援センター

（ア）開設日は、月曜日から金曜日までの週 5 日とする。

ただし、国民の祝日・休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。

（イ）開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの日 7.75 時間とする。

(4) 電話等により、年間を通じて常時連絡が可能な体制とする。

9 業務委託料（人件費及び物件費含む。）

（１）障害者相談支援（長野市北部障害者相談支援センター）

ア 専門員１人【募集事業名 ③】

年額 6,600,000 円以内

※いずれも、委託期間が１年に満たないときは、月割計算で算定した額とする。

※上記の委託料額は、令和７年度予算額を示したものである。

※委託料には、人件費、事務所の運営費、車両関係費、交通費、通信運搬費及び事務所の賃借料（長野市北部障害者相談支援センターを除く）など事業実施やセンター設置運営に要するすべての費用が含まれる。

10 再委託の禁止

事前に協議の上、長野市が承諾したものを除き、業務を第三者に委託し請け負わせることはできない。

11 質疑及び回答

今回の募集に係る質疑及び回答については実施しない。

12 応募方法

（１）提出書類

次の書類を原本１部、副本（原本の写し１部）を提出すること。

ア 長野市障害者相談支援センター等応募申請書兼誓約書（様式１）

イ 長野市障害者相談支援センター等の設置及び運営に関する事項

（ア）設置の趣旨及び運営方針（様式２-１）

（イ）開設日、開設時間、運営体制、緊急時の連絡体制等（様式２-２）

（ウ）相談支援センター等の中立性・公正性の確保の考え方・取組（様式２-３）

（エ）地域との連携体制（相談支援センター等設置後の対応方針・考え方等）及び障害者相談支援に関するこれまでの取組状況（障害福祉サービス以外の事項）（様式２-４）

（オ）障害者支援の効果を高めるために障害者相談支援センター等において必要な視点・取組について（考え方等）（様式２-５）

（カ）個人情報保護の措置について（様式２-６）

（キ）長野市障害ふくしネット（協議会）への参画について（様式２-７）

ウ 法人が長野市内で提供している障害福祉サービスの状況（様式７）

エ 長野市障害者相談支援センター等の従事予定者（様式８）

オ ※法人登記簿謄本（３か月以内に発行されたもの）

カ ※法人の定款、寄付行為、規約

キ 法人の財務状況に関する書類（資金収支計算書、貸借対照表（令和５年度））

ク 法人代表者履歴及び役員名簿

※オ及びカについては、直近の指定相談支援事業所指定申請時より変更がない場合は添付

を省略できる。

※原本は、書類がわかるように右側にインデックス（ア〜ク）を付けること。副本は全て片面で印刷し、インデックスは不要とする。（副本はクリップ止めで提出のこと）

※必要に応じて、これらに追加して書類の提出を求めることがある。

（２）応募書類の提出場所

長野市保健福祉部障害福祉課相談支援担当（市役所第二庁舎１階）

郵送等での提出は受け付けない。

（３）応募書類の提出期間

令和７年１０月２２日（水）から令和７年１０月２７日（月）まで

（市役所の閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までに持参すること。）

13 選定方法

（１）応募締め切り後、長野市障害者相談支援業務等委託事業者選定委員会（市役所内に設置）が、提出書類の審査及び必要に応じてヒアリングを行い、評価する。

（２）選定委員会が、応募のあった法人について長野市障害ふくしネット運営委員会に報告し、意見を求める。

（３）障害ふくしネット運営委員会の意見を踏まえ、長野市が委託先法人を決定する。

14 選定結果

結果については、選定委員会決定後に書面で通知する。

15 契約

本業務の契約にあたっては、９に示す予算の範囲内で、委託先法人に見積書の提出を求める。

なお、北部・南部相談支援センター運営法人については、共同で設置運営するため規約（組織、労務、経理管理等）等を締結し写しの提出を求める。

16 その他

この要領及び法令等に定めのない事項は、別に長野市が指示する。

委託先法人の選定後において、当該法人が相談支援センターの業務を遂行することが困難と認められる場合は、次順位の法人を繰り上げる。この場合において、準備のために要した費用については、法人の負担とする。

17 問い合わせ先

〒380－8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市保健福祉部障害福祉課相談支援担当

電話: 026-224-8730 （直通）

FAX :026-224-5093

E-mail : shougai@clty.nagano.lg.jp

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

別表 1 長野市障害者及び障害児相談支援の担当区域

地 域	担 当 地 区
長野市北部地域	第一地区、第二地区、第三地区、第四地区、第五地区、芹田地区、古牧地区、三輪地区、吉田地区、古里地区、柳原地区、浅川地区、大豆島地区、朝陽地区、若槻地区、長沼地区、芋井地区、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区、中条地区
長野市南部地域	篠ノ井地区、松代地区、若穂地区、川中島地区、更北地区、信更地区、大岡地区、安茂里地区、小田切地区、七二会地区

長野市障害者相談支援センター等専門員の要件となる実務経験等について

1 障害者相談支援センター、発達相談支援センター及び地域移行コーディネートセンター専門員

- 主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の資格を有し、指定相談支援事業所において相談支援専門員の実務経験を有する者
- 指定相談支援事業所において相談支援専門員の実務経験を有し、相談支援従事者現任研修の受講資格を有する者

※ 相談支援従事者現任研修の受講資格

- ・ 令和 6 年度については、令和元年度以降に相談支援従事者初任者研修を受講し修了している者(更新期限が令和 7 年度)
 - ・ 平成 26 年度以降に現任研修を受講し更新されている者(更新期限が令和 6 年度から 11 年度)
- 注) 初任者研修を受講した翌年から 5 年以内に現任研修を終了しないと相談支援従事者の資格が失効する(初任者研修受講年度を 0 として計算する)

初回の現任研終了後は、5 年以内に受講することで次の 5 年間の資格が有効になる

(令和元年度に初任研を修了した者が、R2～6 に現任研修を修了すると、R7～11 の資格が更新される。以降、同様に更新される)

障がい者相談支援従事者現任研修 受講(更新)期間早見表

初任研 終了年度	平成							令和										
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
24 年度	初	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
25 年度		初	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
26 年度			初	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
27 年度				初	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
28 年度					初	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
29 年度						初	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
30 年度							初	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
元年度								初	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			第 1 回受講期間					第 2 回受講期間				第 3 回受講期間				第 4 回受講期間		

(特非)長野県相談支援専門員協会作成を転記

2 権利擁護サポートセンター専門員

- 相談支援専門員の実務経験に該当する者

(「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示 227 号から整理)

業 務 の範囲	対象となる事業・業務等		実務経 験年数
① 相談支 援業務	A	平成 18 年 10 月 1 日において現に次の 1 又は 2 に掲げる事業に従事する者が、平成 18 年 9 月 30 日までに従事した期間 1 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 2 精神障害者地域生活支援センター	通算して 3 年以上

	B	1 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従事者 3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設の従事者 4 病院又は診療所の従業者又は以下の（１）から（４）に該当する従事者 （１） 社会福祉主事任用資格者 （２） 相談支援の事業に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 （３） 国家資格等（③Eに掲げる資格）を有している者 （４） 上記①Bの１から３に掲げる従事者及び従業者である期間が１年以上の者 5 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従事者 6 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	通算して 5年以上
② 直接支援業務		I 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の従事者 II 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従事者	
	C	上記Ⅰ～Ⅲに掲げる施設において、下記の１～５の資格を有して直接支援業務並びにその指導 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の事業に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 3 保育士 4 児童指導員任用資格者 5 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	通算して 5年以上
	D	上記Ⅰ～Ⅲに掲げる施設において、Cの１～５の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	通算して 10年以上
③ 有資格者	E	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	国家資格による業務に従事した期間が5年以上、かつ上記①～②に従事した期間が通算して3年以上

ア 上記①、②及び③に示す実務経験（３～１０年）がある

・・・権利擁護サポートセンター専門員として従事可能

イ 相談支援従事者初任者研修を受講し、修了・・・相談支援専門員として従事可能

ウ 相談支援従事者現任研修の受講資格を有し、指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事した実務経験がある・・・障害者相談支援センター等専門員として従事可能